

2026年3月13日

株主各位

東京都中央区銀座四丁目5番11号  
セイコーグループ株式会社  
代表取締役社長 高橋 修司

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日を効力発生日として当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を1億4,920万株増加して、2億9,840万株といたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年5月中旬を目途にお届け先住所にお送り申し上げます。
- 2026年4月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社

連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)